

仕 様 書

本仕様書は、大阪市東成区役所（以下「発注者」という。）が委託する次の業務について適用する。

1. 業務目的

区内在住の戦争体験者の高齢化が進んでいる中、戦後 80 年の節目に改めて平和の大切さを区民が実感する契機となるよう、戦争体験や戦後の復興について貴重な体験談の動画を製作し、東成区の YouTube チャンネルへの掲載および区内小・中学校 15 校等に DVD として配布することにより、区の財産として保存する。

2. 業務名

戦後 80 年 戦争体験を伝える動画作成業務

3. 業務概要

- (1) 撮影にかかる事前取材、シナリオ作成
- (2) 体験談インタビューの撮影
- (3) インタビュー動画編集の一切
- (4) 完成データ及び保存データの作成・提出

4. 業務内容

- (1) 撮影にかかる事前取材、シナリオ作成
 - ・戦争体験者への当時の状況等のヒアリング
 - ・インタビュー時に使用するシナリオ等の作成
 - ※参考として前回作成の DVD を貸し出す。
- (2) 体験談インタビューの撮影
 - ・撮影内容：戦争体験や戦後の復興の体験談
 - ・戦争体験者：当区が指定する 5 名を起用
 - ・インタビュアー及びナレーション：当区が指定する中学生を起用予定
 - ・撮影時間（期間）：一日 2 時間程度（最大 5 日間）
- (3) インタビュー動画編集
 - ・タイトル、イラスト：動画の中で使用するタイトルおよびイラストについて作成すること。

- ・字幕：日本語
- ・所要時間：35～40 分程度
- ・動画規格：画面アスペクト比 16：9
- ・映像解像度：フルハイビジョン以上

(4) 完成データ及び保存データの作成・提出

7. 成果物、8. 納品期限、9 納品場所のとおり

納入する DVD-R にあつては、ウイルスチェックを実施のうえ、別紙 1（表記例）に基づき表記し提出すること。

5. 修正

編集段階で、複数回発注者が修正できる機会を設け、協議のうえ必要に応じて修正を行うこと。

6. 注意事項

- (1) 契約締結後、すみやかに面談による打合せを実施し、編集制作に係るスケジュール等を協議すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、受託者は事前に当区と十分に協議すること。また、この仕様書に基づき常に当区と連絡をとり、その指示に従うこと。
- (3) 編集段階で、発注者が修正できる機会を設け、校了まで協議のうえ必要に応じて修正を行うこと。
- (4) 業務中の事故、トラブルについては、その事由が発注者の責めに帰す場合を除き、受注者がすべてその責任を負い、処理するものとする。
- (5) 第三者の著作権等を侵害しないよう十分留意すること。

7. 成果物

校了後、速やかに次の成果物を次の形式で当区指定期日までに納品すること。

(ア) mp4 ファイル（USB 不可、CD-R もしくは DVD-R に格納、各取材対象ごとのファイル及び完成版のファイル）

(イ) DVD-R（35 枚、DVD プレーヤーで再生可能な状態）

※なお、納品する際は、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってチェックすること。

8. 納入期限

令和 8 年 3 月 3 1 日（火）

9. 納入場所

大阪市東成区役所市民協働課

大阪市東成区大今里西 2－8－4 4 階

10. 再委託等の取り扱いについて

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるもの
いい、受注者はこれを再委託することはできない。

・ 動画の制作業務にかかる総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技
術的判断等

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業
務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発
注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものにつ
いては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目
的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務におい
ては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委
託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただ
し、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又
は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限り
ではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する
場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再
委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない
い。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措
置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置
を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の
相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16
条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなけれ
ばならない。

11. その他

- (1) 成果物に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、当区に帰属するものとする。
- (2) 取材、撮影に必要となるスタッフ、機材、車両及び消耗品等の手配及び管理の一切を行うこと。
- (3) 本業務に使用する映像は、新たに撮影するものとし、既存の映像を使用する場合は、本市と協議すること。
- (4) 成果物等に、第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な一切の手続きを、受託者において費用を負担し受託者が行うこと。
- (5) 本業務の履行により撮影した映像・音源は、本業務以外には使用しないこと。
- (6) 当区が提供した画像等のデータは使用後すみやかに消去すること。
- (7) 本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らさないこと、また、本業務を退いた後も同様とする。
- (8) 駐車場代等の撮影にかかる一切の費用については、受注者が負担するものとする。
- (9) 応札にあたっては、本仕様書を十分に検討するとともに、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ応札すること。なお、契約後における本仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。
- (10) 事業終了後、速やかに編集内容等が確認できる完了報告書を提出し、当区にて検査が終了した後に請求書を提出すること。
- (11) その他、この仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、両者が協議してこれを処理するものとする。

12. 担当者

大阪市東成区役所 市民協働課 担当：丸岡

〒537-8501 大阪市東成区大今里西 2-8-4

電話番号：06-6977-9734 FAX：06-6972-2738

表記例



タイトル：

上映時間：

発注者：大阪市東成区役所市民協働課

受注者：〇〇〇〇〇〇〇〇

<u>ウイルスチェックに関する情報</u>
ウイルスソフト：
ウイルス定義：
ウイルスチェック年月日：令和 年 月 日
フォーマット形式：